

≪記入例3≫

従業員が転勤・転職をし、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合

◎例1…年税額 75,000 円の人が平成〇〇年8月31日に退職し、転職先の事業所で10月から特別徴収を継続する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円

既に納入済みの額

今回納入する額

未徴収税額(ウ)55,600円=異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ)19,200円

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出して下さい。

婚姻等により名字が変更した場合は、旧姓も記入して下さい。

月割額の算出↓
A欄(ウ)の額÷異動先事業所で5月までに特別徴収する月数(100円未満の端数は異動後最初に特別徴収する月に算入する)

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1.現年度 2.新年度 3.両年度

給与(特別徴収義務者)	所在地	〒412-8601 御殿場市萩原483	係	人事労務課 経理係	特別徴収義務者指定番号	7000011
フリガナ	フリガナ	コテンバシンコウ 御殿場振興株式会社	氏名	みくりや 花子	宛名番号	
氏名	代表者の職氏名印	代表取締役社長 御殿場 太郎	電話	0550-82-4129	受給者番号	89-b
平成〇〇年9月1日提出	給与(給与所得者)	フリガナ	特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)
	ハギワラ サブロー	旧姓	75,000円	6月分	19,200円	55,800円
	萩原 三郎			8月分		
	昭和・平成 33年 2月 2日					
	個人番号					
	給与の支払をうけなくなった後の住所	412-0028 御殿場市御殿場1-2-3				
	住所					

異動年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

異動の事由 1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他 注1()

異動後の未徴収税額の徴収方法 1.特別徴収継続 → (C欄記入) 2.一括徴収 → (B欄記入) 3.普通徴収(税額を個人で納付) → (B欄記入)

※「指定番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は前勤務先では記載しないでください。

異動後特別徴収を継続する場合、A欄に個人事業主は「個人番号」を記載しないでください。

新規の場合 新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

既に御殿場市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号をご記入下さい。御殿場市での特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○をつけて下さい。

毎月10日の締切日までに届いた異動届をもとに、20日頃に通知を送ります。それ以前に新規の指定番号・月割額を確認したい場合は、「要」に○をつけて下さい。(※正式な通知ではなく事前の電話連絡となりますのでご了承下さい。)

指定番号の事前連絡	要	不要
納入書	要	不要